

## ○紀南地方老人福祉施設組合老人福祉施設設置条例

(昭和46年1月20日)  
条例第2号

改正 平成17年4月1日条例第3号 令和2年3月25日条例1号

(設置)

第1条 紀南地方老人福祉施設組合に老人福祉施設を設置する。

(名称及び設置場所)

第2条 前条の施設の名称及び設置場所は次のとおりとする。

- 1 紀南地方老人福祉施設組合立 椿園  
西牟婁郡白浜町椿 1059番地の1
- 2 紀南地方老人福祉施設組合立 百々千園  
西牟婁郡白浜町中 1652番地

(委任)

第3条 この条例の定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則 (昭和46年1月20日条例第2号)

この条例は公布の日から施行し、昭和45年6月2日から適用する。但し第2条2号については、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年4月1日条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。